

バミューダ諸島

バミューダ諸島の個人情報の保護に関する制度については、以下のとおりです。

- (ア) 当該外国における個人情報の保護に関する制度の有無
個人情報の保護に関する法令として”Personal Information Protection Act 2016”が存在している。当該法令は 2016 年 6 月 27 日に成立し、2025 年 1 月 1 日に全面的に施行されている。
- (イ) 当該外国の個人情報の保護に関する制度についての指標となり得る情報の存在
EU の十分性認定：なし
APEC の CBPR システムへの加入：なし
- (ウ) OECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する事業者の義務又は本人の権利の不存在
- | | |
|------------|----------------|
| ① 収集制限の原則 | ：上記法令に規定されている。 |
| ② データ内容の原則 | ：上記法令に規定されている。 |
| ③ 目的明確化の原則 | ：上記法令に規定されている。 |
| ④ 利用制限の原則 | ：上記法令に規定されている。 |
| ⑤ 安全保護の原則 | ：上記法令に規定されている。 |
| ⑥ 公開の原則 | ：上記法令に規定されている。 |
| ⑦ 個人参加の原則 | ：上記法令に規定されている。 |
| ⑧ 責任の原則 | ：上記法令に規定されている。 |
- (エ) その他本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度の存在
なし